

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年八月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年六月二十三日奈良県指令建第一〇〇一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年八月七日建第八九九七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市上三橋町一七三番一、一七四番一及び一七四番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市南郡山町八八番地六  
株式会社亀岡土木 代表取締役 亀岡彦穂

一 許可番号

平成二十九年六月十九日奈良県指令建第一〇〇一―一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年八月七日建第八九九八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市勝根一七四番一の一部、一七四番三、一七四番四、一七五番一、一七五番五及び一七五番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地八  
株式会社セブーン・イレブン・ジャパン 代表取締役 古屋一樹